

○辰野町食の健康拠点施設の管理に関する規則

平成10年9月22日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、辰野町食の健康拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成10年辰野町条例第23号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、辰野町食の健康拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 拠点施設の利用時間は、別表に定めるとおりとする。

2 町長は、必要があると認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用料の納入方法)

第3条 拠点施設を利用する者は、条例第6条に定める利用料を、次の期限までに、納入しなければならない。

- (1) 入浴料金にあつては、薬草湯浴室への入場時
- (2) 宿泊料金にあつては、チェックアウト時
- (3) その他施設利用により生じる料金については、それぞれの施設区分の利用が完了した時

2 指定管理者は、必要があると認めたときは、納入方法を変更することができる。

(休業日)

第4条 施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、町長は、必要があると認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 定期休業日 年中無休
- (2) 臨時休業日 前号で定めるもののほか、町長が特に必要と認めた日

(行為の禁止)

第5条 施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び備品を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 貼紙又は貼札をすること。
- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (6) 備品を施設外へ持ち出すこと。

(き損又は滅失の届出)

第6条 利用者は、施設又は物品をき損し、又は滅失したときは、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出て、その指示によってこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第15号)

この規則は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年7月28日規則第8号)

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

施設の名称			辰野町食の健康拠点施設	
施設区分			名称	営業時間
事務室、ホール、売店そば・おやきコーナー			本館	開館時間 7時～23時
薬膳レストラン			ふるさと薬膳 いわ	昼の部 11時～14時
			かがみ	夜の部 宿泊または予約 17時～21時
宿泊室	東棟	10畳和室風呂無5室	朝霧(あさぎり) 1, 2, 4, 5, 6	チェックイン 15時から チェックアウト 10時まで
		12畳和室風呂付1室	朝霧(あさぎり) 3	
	西棟	8畳和室風呂無3室	夕霧(ゆうぎり) 8, 9, 10	
		10畳和室風呂付1室	夕霧(ゆうぎり) 7	
薬草湯浴室			薬草の湯	日帰り利用の場合 10時 ～21時 宿泊利用の場合 10時～ 翌日の9時

健康養生館	長生（ちょうせい）の間	上記日帰り利用の場合に 準ずる
-------	-------------	--------------------